

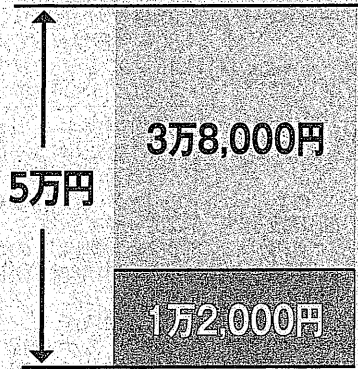
広告

2017. 12/9



セルフメディケーション税制の仕組み

例えば 課税所得600万円の世帯が対象医薬品を年間5万円分購入した場合



3万8,000円がセルフメディケーション税制の軽減対象
 所得税7,600円 減税(還付)
 住民税3,800円 減税(翌年)
 計11,400円 減税
 ※所得税率20%、住民税率10%で計算

※1万2,000円を超えた金額の全てが減税となるわけではありません。

医療費控除とセルフメディケーション税制の比較

制度名	医療費控除	セルフメディケーション税制
制度の有効期間	なし	2017年1月1日～2021年12月31日
対象期間	その年の1月1日～12月31日	
対象者	申告者、または申告者と生計をひとつにする配偶者やその他の親族	
控除対象	治療費・医薬品の購入費(スイッチOTC医薬品も含む)・通院にかかる交通費・妊娠時の定期検診や検査費用等	制度対象となる特定成分を含んだスイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般医薬品)
控除対象額	10万円を超えた部分 ※但し、保険金等で補てんされる金額を除く ※総所得金額が200万円未満の場合、総所得金額の5%	1万2,000円を超えた部分
控除対象上限額	200万円	8万8,000円
制度を受けるための条件	なし	あり ※申告年に特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のいずれかを受けていること
軽減される税金	所得税、住民税	
申告のタイミング	確定申告 ※還付申告は過去5年まで遡って申告可能	
申告時に必要な書類	レシートか領収書、給与所得がある場合は源泉徴収票。セルフメディケーション税制は健診等の証明書類も	